

母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧

令和2年度 滋賀県
(R2.4.1現在)

貸付金の種類	貸付対象等(注1)	貸付限度額(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
修学資金	●児童 ●子 高等学校、大学(院)、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	18,000円 ～122,000円(月) *別表1	就学期間中	当該学校 卒業後6か月	10年以内 専修学校(一般課程)は 5年以内	無利子
就学支度資金	●児童 ●子 修学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	64,300円 ～590,000円 *別表2		当該学校 卒業後6か月	大学(院・短大) 10年以内 高校その他 5年以内	無利子
修業資金 (自動車免許取得)	●児童 ●子 事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	68,000円(月) (460,000円)	知識技能を習得する期間中 5年を超えない範囲内	知識技能 習得後6か月 または1年	10年以内 (自動車免許取得は6年以内)	無利子
就職支度資金	●母 ●父 ●児童 ●寡婦 就職するために直接必要な被服、履き物等および通勤自動車等を購入する資金	100,000円 自動車購入の場合 230,000円		6か月または 1年	6年以内	父母等の就職にかかるもの :年1.0% 子の就職にかかるもの :無利子
技能習得資金 (自動車免許取得) (各種学校等)	●母 ●父 ●寡婦 自ら事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	68,000円(月) 自動車免許取得 (460,000円) 各種学校等 (816,000円)	知識技能を習得する期間中 5年を超えない範囲内	知識技能 習得後6か月 または1年	10年以内	年1.0%
医療介護資金	●母 ●父 ●児童 ●寡婦 医療または介護(当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療 340,000円 医療特別 480,000円 介護 500,000円		医療介護を 受ける期間 満了後6か月	5年以内	年1.0%
生活資金	●母 ●父 ●寡婦 知識技能を習得している間、医療もしくは介護を受けている間、ひとり親家庭(配偶者のない女子または男子)となって間もない(7年未満)父母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	一般 105,000円(月) 技能 141,000円(月)	知識技能を習得する期間中 5年以内 医療・介護を受けている期間中 1年以内 離職した日の翌日から1年以内	知識技能 習得期間等 終了後6か月	技能習得者は 10年以内 医療介護を受ける者は5年以内 ひとり親家庭となつて7年未満の者は8年以内 失業中の者は5年以内	年1.0% (技能習得、医療介護を受ける場合、およびひとり親家庭となつて7年未満の者については、月額4万円、合計96万円までは無利子)
住宅資金	●母 ●父 ●寡婦 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、または増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別2,000,000円)		6か月	6年以内 (特別:7年以内)	年1.0%
転宅資金	●母 ●父 ●寡婦 住宅を移転するために住宅の賃借に必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	年1.0%
結婚資金	●母 ●父 ●寡婦 ひとり親家庭の父母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000円		6か月	5年以内	年1.0%
事業開始資金	●母 ●父 ●寡婦 事業を開始するのに必要な設備、什器、材料、機械等の購入資金	2,930,000円		1年	7年以内	年1.0%
事業継続資金	●母 ●父 ●寡婦 現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,470,000円		6か月	7年以内	年1.0%

注1 児童:ひとり親家庭の父母が扶養する児童、父母のない児童 子:寡婦が扶養する子 母:母子家庭の母 父:父子家庭の父

※原則として連帯保証人を付けてください(連帯保証人を付けた場合は無利子となります)。

なお、貸付金の種類、借受人の就労状況や収入状況などにより、連帯保証人を付けることが必要となる場合があります。

※修学資金については、滋賀県奨学資金および社会福祉協議会が実施している生活福祉資金(教育支援費)の貸付を受ける方については、対象となりません。

※生活資金は、知識技能を習得している方、医療介護を受けている方、ひとり親家庭(配偶者のない女子または男子)となつて7年未満(生活安定期間)の方または失業して1年以内の方を貸付対象としています。生活安定期間の貸付は月額105,000円で、合計252万円を限度とします。

また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円を限度として貸し付けることができます。

※修業資金の自動車免許取得は、内定等により1年以上の就労見込があり、かつ就労に関し必要とする場合などに限ります。

※就職支度資金は、会社などへの入社後1か月以内に申請することが必要です。自動車購入は車通勤することが必要と認められる場合のみ対象となります。

※住宅資金を用いて住宅の補修、改築および増築を行う場合は、現在居住し、かつ所有する住宅に限ります(許可を得て公営住宅を補修する場合も含む)。